

特別医療費（併用レセプト方式）の請求方法について

訪問看護

鳥取県国民健康保険団体連合会

特別医療併用レセプト請求時の記載要領
(国保・訪問看護)

請求書

請求書の記載要領に準じて、「公費負担」欄に、事業(公費番号8-1から8-7)毎に記載。

明細書

明細書の記載要領に準じ、「公費負担者番号①」欄及び「公費負担者番号②」欄に、医療券等に記載されている公費負担者番号(特別医療は8-1から8-7)を法別番号順に記載する。

明細書の記載要領に準じ、合計欄の請求円の項を記載し、「負担金額」の項は、特別医療が「公費①」または「公費②」ならば、「公費①」または「公費②」の項に特別医療の「患者一部負担金額」を記載する。特別医療に「患者一部負担金額」が無い場合は0(ゼロ)または空欄とする。

下記のとおり請求する。

訪問看護ステーション
の所在地及び名称

指定老人訪問看護事業者等氏名

国民健康保険

⑤		件数	日数	金額	結核・精神各法員回金額
一般被保険者 (70歳以上9割)	請求 ₂₂				
	※決定				
一般被保険者 (70歳以上7割)	請求 ₂₂				
	※決定				
一般被保険者	請求 ₂₂	1		38,450	
	※決定				
一般被保険者 (3歳未満)	請求 ₂₂				
	※決定				
退職者 (本人)	請求 ₂₂				
	※決定				
退職者 (70歳以上9割)	請求 ₂₂				
	※決定				
退職者 (70歳以上7割)	請求 ₂₂				
	※決定				
退職者 (被扶養者)	請求 ₂₂				
	※決定				
退職者 (3歳未満)	請求 ₂₂				
	※決定				

老人保健

⑥		件数	日数	金額	結核・精神各法員回金額
老人9割	請求 ₂₂				
	※決定				
老人7割	請求 ₂₂				
	※決定				

公費負担医療

⑦		件数	日数	金額	結核・精神各法員回金額	基本利用料
81	請求 ₂₂	1		38,450		
	※決定					
	請求 ₂₂					
	※決定					
	請求 ₂₂					
	※決定					

※高額療養費	一般被保険者	件数		退職者	件数
		金額			金額

ねろ

111

写

保第0228004号
平成19年2月28日

各都道府県知事 殿



厚生労働省 保険局

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号、以下「改正法」という。)が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第390号、以下「改正政令」という。)が同年12月20日に公布されたところである。これにあわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第16号、以下「改正省令」という。)が本日公布され、平成19年4月1日から施行されるとともに、「健康保険法施行令第413条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件(平成19年厚生労働省令第28号、以下「改正健康告示」という。)、船員健康保険法施行令(平成19年厚生労働省令第31号)並びに「国民健康保険法施行令第二十九の四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件(平成19年厚生労働省告示第32号)、「国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件(平成19年厚生労働省告示第33号)、「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件(平成19年厚生労働省告示第34号)及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件(平成19年厚生労働省告示第35号)」(以下「改正省令等」という。)が公布され、同日から適用されることとされたところである。これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合への周知方について御座願いたい。

第1 改正等の趣旨及び主な内容

改正政令により、70歳未満の被保険者が同一の月に一の保険医療機関等から入院療養等(改正政令第1条による改正後の健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)

(2) 被保険者証及び被扶養者証の再交付手続の特例関係(第17条ノ2及び第17条ノ5関係)
上記1(2)の改正に準じた改正を行うこと。

3 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第63号)の一部改正(改正省令第4条関係)
(1) 70歳未満の者の入会等に係る高額療養費の現物給付化関係(第27条の14の2関係)
70歳未満の者について、保険者による被保険者の所得区分の認定手続、認定証の交付に係る事項及び現物給付化の要件等について定めるほか、新たに限度額適用認定証の様式を定めること。なお、市町村国民健康保険において、保険料を滞納している世帯と保険者との接触の機会を確保するため、保険者は、世帯主が保険料を滞納していない旨を確認できたときに給付を行うものとすること。ただし、保険料の滞納につき特別な事情がある場合又はその他保険者が適当と認められる場合は、認定を行うものとすること。

(2) 地方公共団体が単独で実施する医療費助成事業(以下「地方単独事業」という。)に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準等に関する規定の整備関係(第27条の12第11号、第27条の15第1項第8号及び第2項第5号)
平成18年厚生労働省告示第180号、平成18年厚生労働省告示第181号及び平成18年厚生労働省告示第182号が平成18年4月1日より施行され、地方単独事業に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準の取扱いについては、公費負担医療と同様に取扱うこととされている。したがって、例えば、地方単独事業に関する医療の給付がなされた場合、高額療養費の額は一律一律並みの所得区分で算定されることとなるが、国民健康保険において、平成18年3月以前と同様の取扱いとすること。なお、平成18年度について、平成18年3月以前と同様の取扱いとして差し支えないこと。

4 老人保健法施行規則(昭和58年厚生省令第2号)の一部改正(改正省令第5条関係)
上記3(2)の改正に準じた改正を行うこと。

5 関係告示の一部改正(改正健康告示及び改正国民告示等関係)
(1) 改正政令により、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第43条第1項、船員健康保険法施行令第11条第1項及び国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の4第1項が改正されたことに伴い、健康保険法施行令第413条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件(平成14年厚生労働省告示第292号)、船員健康保険法施行令第十一條第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件(平成